

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
コストマネジメントに関するコンサルティング業務委託契約	R5. 10. 25	㈱プロレド・パートナーズ	上限324, 797, 000円	左記業者は、事前調査として「コスト削減可能性診断」を実施済みであり、本契約の目的達成に必要な知見・ノウハウを有する事業者は当該事業者に限定されることから、その性質上競争入札に適さないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0107）
神戸市営地下鉄ブランディング強化に向けたタブロイド企画・制作業務	R6. 2. 22	株式会社サン・アド	2, 746, 301	左記業者は、現在、神戸市営地下鉄のブランディング構築支援を受託している事業者である。タブロイドの企画・制作もブランディング強化を目的としたものであり、ブランディング広報の一貫性の観点からブランディング構築支援の受託者へ委託することが最適であると判断したため。（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0108）
係員定期券発行機のシステム開発及び機器製作業務	R5. 11. 2	東芝インフラシステムズ㈱ 関西支社	351, 340, 000	本件は、現行機が保有する地下鉄・バス定期運賃プログラムなどの定期券発売における各種プログラムを流用し、係員定発機のシステム開発業務及び機器製作業務を行うものである。現行機においては東芝インフラシステムズ㈱が独自に開発・設計しており、本件実施にあたっては、現行システム開発元である東芝インフラシステムズ㈱以外には実施できないため、委託先として同社を選定する。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
地下鉄におけるクレジットタッチ決済導入に伴うネットワーク回線構築業務	R5. 11. 2	アイテック阪急阪神㈱	2, 970, 000	本業務は、QUADRACセンタに構築されるクレジットタッチ決済システムのサーバと当局内ICネットワーク上に設置される決済端末をつなぐためのネットワーク回線（通信経路）を構築するものである。本回線は、経費の削減と将来の拡張性を考慮し、現在アイテック阪急阪神（株）のデータセンタを経由して構築されているPiTaPaシステムのためのネットワーク回線を物理的に併用する形で構築されることとなっている。そのため、本業務はデータセンタの管理者であるアイテック阪急阪神（株）以外には実施できないため、随意契約とし、委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
地下鉄ポイント還元サービス導入に伴う券売機改修業務	R5. 10. 26	日本信号㈱ 大阪支社	97, 592, 000	地下鉄ポイント還元サービスの導入を予定しており、本件は券売機のソフトウェア・ハードウェア改造を行う業務である。改修対象の券売機は日本信号株式会社が独自に開発・設計したシステムであり、開発元である同社以外には実施できないため、委託先として同社を選定する。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
地下鉄におけるクレジットタッチ決済導入に伴う収入統計システム改修業務	R5. 10. 26	(株)日立システムズ 関西支社	11,000,000	当該システムは、株式会社日立システムズ関西支社が独自に開発・設計したものである。本業務は、このシステムに係るプログラムの改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施ができない。そのため委託先として、同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
神姫バス運賃改定に伴う係員定期券発行機及び自動定期券発行機改修業務	R5. 11. 17	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	12,243,000	係員定期券発行機および自動定期券発行機は、東芝インフラシステムズ株式会社が独自に開発・設計した機器である。本業務はこの機器にかかるソフトウェアの更新を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、随意契約とし委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
神戸市東部への自動定期券発行機追加設置に伴うICネットワーク改修業務	R5. 11. 22	日本電気(株) 神戸支社	5,549,500	本業務は当局の所有する交通局ICネットワークシステムへネットワーク機器の新設および既設機器の設定変更を実施するものである。本システムは日本電気株式会社が独自に開発・設計したものであり、新設機器の接続や設定変更は開発元である同社以外に実施できない。そのため随意契約とし委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
神戸市東部への自動定期券発行機追加設置に伴う機器改修業務	R5. 12. 26	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	15,587,000	当該機器は、東芝インフラシステムズ（株）が独自に開発・設計した機器を用いて構成している。本業務は、このシステムにかかるプログラムの改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
神戸市東部への自動定期券発行機設置等業務	R6. 1. 29	東芝自動機器システムサービス(株)	1,331,000	自動定期券発行機および関連機器の設定変更、動作確認及び障害復旧が履行できるのは、当該機器の保守マニュアルが開示されている東芝インフラシステムズ（株）の系列保守会社である東芝自動機器システムサービス株式会社のみであるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
地下鉄ポイント還元サービス等の新規施策に伴う収入統計管理システム改修業務	R6. 3. 26	(株)日立システムズ 関西支社	12,089,000	当該システムは、株式会社日立システムズ関西支社が独自に開発・設計したものである。本業務は、このシステムに係るプログラムの改修を実施するものであるため、開発元である同社以外に実施ができない。そのため委託先として、同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
市バス運賃改定に伴うバス車載機改修業務	R6. 3. 28	㈱小田原機器 関西営業所	30,426,000	本件は、市バス運賃改定の実施に伴うバス料金箱システムの改修を行うものである。本システムは株式会社小田原機器が独自に開発したものであり、その改修は開発元である同社以外に実施できない。そのため、委託先として同社を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0127）
営業所勤務管理システム改修（改善基準対応等）業務	R5. 11. 23	NECネクサソリューションズ株式会社	6,545,000	左記事業者は 本システムを構築した日本電気㈱の事業領域見直しに伴い、当該業務の全てを移管された日本電気㈱のグループ内会社である。また、当該業務は開発業者の専門的かつ技術的な知識を要するものであり、他業者では履行できないため （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	経営企画課 （TEL：984-0113）
新たな広告需要に対応する媒体の提案・設置業務	R6. 1. 30	阪急阪神マーケティングソリューションズ㈱	3,899,500	左記業者は、他社線の広告媒体の販売代理店として、本業務に必要な広告媒体にかかる豊富な知識と施工実績を有している。また、当局の指定代理店の総代理として、指定代理店から適切かつ公平な意見聴取・調整を行う能力を有していることから、本業務を効率的かつ適切に提案・実施できる唯一の事業者であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	営業推進課資産活用係 （TEL：984-0131）
自動出札装置の新通貨対応改修業務	R5. 10. 25	日本信号㈱ 大阪支社	44,220,000	改修対象の出札装置は日本信号株式会社が独自に開発・設計したシステムであり、開発元である同社以外には実施できないため、委託先として同社を選定する。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当）	運輸課 （TEL：791 - 1465）
I D 駅集計機保守業務	R5. 10. 20	オムロンフィールドエンジニアリング㈱	1,679,700	左記業者は駅集計機の整備業務受託業者（オムロンソーシアルソリューションズ株式会社）の系列保守会社で、駅集計機の保守マニュアルを開示されているのは当該業者のみである。よって、定期点検及び障害発生時に対応が可能なのは左記業者のみである。（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	運輸課 （TEL：791 - 1465）
海岸線の大規模更新に関する調査・検討業務	R5. 12. 12	（一社）日本地下鉄協会	29,810,000	本業務を行うには、普通鉄道に関する鉄道システムとは別に、地下鉄に特化した鉄道システムを熟知していなければならない。日本地下鉄協会は全国の地下鉄事業者や地下鉄に関するメーカー等を会員とし、地下鉄に特化した調査研究を行う等、地下鉄に特化した知識・技術・情報等を有する唯一の機関であり、本業務に求める地下鉄に特化した鉄道システムを熟知している。（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	電気システム課 （TEL：791-9729）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
高速鉄道匠助役委託研修 業務	R5. 10. 17	(株) コンサル テイングアソシ エイツ	1, 541, 961	鉄道事業の運輸部門の運用に精通し、豊富な経験・知識を有している他の事業者がなく、候補業者しか鉄道事業の運輸部門の職員に対しての研修で高い研修効果を期待できる業者がないため。 （地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号に該当）	地下鉄職員研修所 （TEL: 791-6337）